

令和 8 年第 4 回吉川市農業委員会定例総会（会議録）					
開 催 年 月 日		令和 8 年 4 月 2 4 日（金）			
開 催 場 所		吉川市役所 2 0 2 会議室			
開 議 時 刻		午後 1 時 3 0 分			
閉 議 時 刻		午後 3 時 3 0 分			
席 次	氏 名	出 欠	席 次	氏 名	出 欠
1	吉澤 宏	出 席	1 1	馬巻 俊一	出 席
2	山崎 幸雄	出 席	1 2	高鹿 訓子	出 席
3	関根 基弘	出 席	1 3	宇野 直樹	欠 席
4	大澤 利行	欠 席	1 4	立原 司朗	出 席
5	萩原 豊子	欠 席	①	清水 正	欠 席
6	吉岡 初代	欠 席	②	山口 新市	出 席
7	鈴木 繁	出 席	③	吉野 武司	出 席
8	辻田 満	出 席	④	多々良 俊明	欠 席
9	染谷 直志	出 席	⑤	山崎 成一	出 席
1 0	石川 昌良	出 席	⑥	名倉 定一	欠 席
議 事 日 程					
第 1	開会				
第 2	会長あいさつ				
第 3	会議録署名委員等の指名等について				
第 4	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について （1 番～3 番） 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について （1 番） 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について （1 番～5 番） 報告第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について （1 番～2 番）				

第5	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について（1番～4番） 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について（1番～2番） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について（1番～3番） 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について（1番～3番）
第6	その他 ・諸般の報告について ・その他
第7	閉会
事務局出席者	農業委員会事務局 染谷事務局長 三宅次長兼農地係長 小杉副主査 鈴木主事

1 開会 染谷事務局長	ただ今より、「令和8年第4回吉川市農業委員会定例総会」を開会いたします。
2 会長あいさつ 立原会長	（あいさつ）
染谷事務局長	委員会の進行は、吉川市農業委員会会議規則第5条の規定により、立原会長をお願いいたします。
3 会議録署名委員の指名について 議長	次第3の「会議録署名委員の指名について」、1番吉澤宏委員、2番山崎幸雄委員。会議録署名委員をお願いいたします。
次回内容調査会の日程について 議長	次に、2の「次回の内容調査会の日程、場所について」、令和8年5月20日（水）午後1時から議案等該当箇所の現地調査、午後3時から申請者への内容調査を市役所204会議室で行います。

次回内容調査 会委員の指名に ついて 議長	次に、３の「次回の内容調査会委員の指名について」、旭地区から９番染谷直志委員、三輪野江地区から５番萩原豊子委員、吉川地区から１０番石川昌良委員にお願いいたします。なお、萩原委員からは、内容調査会には出席するとの連絡を受けております。 染谷委員、石川委員のご都合はよろしいでしょうか。
内容調査委員 議長	一同、承認 よろしくお願いいたします。
次回定例総会 について 議長	４の「回りの定例総会の日程、場所について」、令和８年５月２５日(月)午後１時３０分、市役所２０２会議室にて行います。
４ 報告 議長	次第４の報告に入ります。「報告第１号 農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について」、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	(報告第１号１番から３番を朗読)
議長	報告第１号について、委員各位のご意見を伺います。
他委員	(なしの声)
議長	報告第１号については問題なしとさせていただきます。
議長	次に、「報告第２号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理について」、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	(報告第２号１番の朗読)
議長	報告第２号について、委員各位のご意見を伺います。
他委員	(なしの声)

議長	報告第 2 号については問題なしとさせていただきます。
議長	次に、「報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について」、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	(報告第 3 号 1 番から 5 番の朗読)
議長	報告第 3 号について、委員各位のご意見を伺います。
馬巻委員	5 番の〇〇〇さんの持分〇〇の記載の部分は、どのような意味か。〇〇〇さんの持分〇〇部分だけを所有権移転するということか。
事務局	ご指摘のとおり、この土地については、複数の方が所有している土地となっております。その中で〇〇〇さんが所有している部分だけ、譲受人に所有権を移転するということになっております。
議長	他にご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
議長	報告第 3 号については問題なしとさせていただきます。
議長	次に、「報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	(報告第 4 号 1 番から 2 番の朗読)
議長	報告第 4 号について、委員各位のご意見を伺います。
他委員	(なしの声)
議長	報告第 4 号については問題なしとさせていただきます。
5 議案審議 議長	次第 5 の議案審議に入ります。「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」、1 番を関根基弘担当委員からご説明をお願いします。

関根委員	(議案第 1 号 1 番を朗読)
議長	この件について、事務局から補足説明がございます。
事務局	事務局より補足説明いたします。農地法第 3 条の許可申請を受付後、譲受人の所有する農地の確認を行いました。今回の申請地とは別の農地で、譲受人の所有する農地の一部がコンクリート敷となっていることを確認しました。隣接する〇〇〇番に、農業用倉庫があり、コンクリート敷きの場所を利用して、農業用の車両の迂回、転回するスペースとしている旨のお話が譲渡人よりありました。〇〇〇番の農業用倉庫については、現時点で未届けとなっておりますが地図上で面積を計測したところ、2アール未満と想定されるため、許可不要案件の可能性があります。一方で譲受人所有地の車両転回用のコンクリートスペースについては、本来転用許可申請が必要な案件となります。 また、〇〇〇番にも未届の農業用倉庫があることを確認しています。こちらも2アール未満であることから、許可不要案件の可能性があります。 譲受人、譲渡人と連絡を取り、事務局で〇〇〇番及び〇〇〇の倉庫が農業用倉庫であるか確認を事前にしたかったのですが、譲渡人の体調不良等により現在まで農業用倉庫であること確認が出来ておりません。 現状では、譲受人所有の農地の一部が転用の許可申請が必要なところがされていないという状況となっております。
議長	譲受人は市内の方になります。直ちに議案第 1 号 1 番について、委員各位のご意見を伺います。
馬巻委員	農業用倉庫の確認だが、農業用倉庫の中を確認することなのか。
事務局	そのとおりでございます。農業用倉庫の中を確認させて欲しいとお話をしていましたが、ご都合がつかずに現時点で確認出来ていないという状況でございます。
山口推進委員	農業用倉庫の下基礎相当部分についてはどうなっているのか。
事務局	現地確認出来ていないため、状況等は現状把握出来ておりません。

山口推進委員	土台がブロック程度なら良いが、コンクリートでちゃんとした基礎となっているのであれば、建築許可が必要ではないか。スペースや建物の大小ではないと思います。
山崎推進委員	事務局から説明いただいたが、最終的に事務局が確認できないと許可が下りないということなのか。
事務局	農地法第3条第2項の中では、農地法を違反している恐れがあるものについて、許可ができないと定められており、コンクリート敷きの部分については、該当する可能性があると考えています。
議長	他にご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
議長	現状では農地法違反可能性がありますが、現地調査を行っていないため、違反者の特定が出来ていない状況となっております。また、2アール未満の農業用倉庫につきましても、内部を確認し届出を行うよう指導していくことになりますので、現時点でコンクリート敷き部分については、是正を行うことが解決策となると思いますが、いかがでしょうか。またその他のご意見等はございますか。
他委員	(なしの声)
議長	採決に入ります。議案第1号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手少数)
議長	挙手少数ということで議案第1号1番については不許可とさせていただきます。
議長	2番を馬巻俊一担当委員からご説明をお願いします。
馬巻委員	(議案第1号2番を朗読)
議長	この件については譲受人は市内の方になります。直ちに議案第1号2番について、委員各位のご意見を伺います。
他委員	(なしの声)。

議長	採決に入ります。議案第1号2番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第1号2番は許可とすることに決定いたします。
議長	議案第1号3番の審議前ですが、議案第1号3番と4番の譲受人が同一になりますので、一括審査してよろしいか伺います。一括審査でよろしいでしょうか。
他委員	(はいの声)
議長	議案第1号3番4番を一括審査いたします。なお、議案第1号3番4番は譲受人は同一になりますので、譲受人住所、氏名、譲受人経営状況（自作、貸付、借受、農業従事者）については、議案第1号3番で説明後、4番では省略して説明していただくようお願いいたします。 それでは、議案第1号3番4番を事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	(議案第1号3番4番を朗読)
議長	この件については譲受人が市外居住の方なので、内容調査会を実施しています。関根基弘内容調査員より内容調査会の結果報告をお願いします。
関根委員	令和8年4月20日に行いました、議案1号3番4番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。 譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど事務局が報告したとおりです。内容調査会には、〇〇〇の〇〇〇氏が出席され、譲受人との関係は〇〇〇です。申請者である譲受人と譲渡人と関係は〇〇です。 申請地については、案内図の5ページ6ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。申請理由は規模拡大です。権利の種類については、所有権移転です。 譲渡人の農家の資格については自作地〇〇〇㎡、借り受け地なし、合計〇〇〇㎡、今回取得する農地を含め〇〇〇㎡となります。農業従事者は〇人で、農業の従事日数は世帯全員で〇〇日です。よって許可要件であります年間農業従事日数の〇〇日を超えております。所有する農機具は、籾摺機〇

	台、耕耘機〇台、乾燥機〇台、農業用自動車〇台、コンバイン〇台、田植え機〇台です。 申請地までの通作距離は〇〇kmで、車で〇〇分です。取得後の耕作予定者は〇〇〇氏で、水稻とトウモロコシを作付する予定です。今回取得する農地以外に吉川市内に所有している農地は〇〇〇㎡です。 申請地の農地管理人は〇〇〇番地〇の〇〇〇氏です。 以上のとおり当申請は全部効率利用要件、常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。
議長	結果報告を頂きました議案第1号3番4番について、委員各位のご意見を伺います。
他委員	(なしの声)
議長	採決に入ります。議案第1号3番4番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第1号3番4番は、許可相当とすることに決定いたします。
議長	「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」、1番を吉澤宏担当委員からご説明をお願いいたします。
吉澤委員	(議案第2号1番を朗読)
議長	この件については内容調査会が実施されております。事務局から内容調査会の結果報告をお願いします。
事務局	令和8年4月20日に行いました議案2号1番の内容調査会での調査の結果の報告いたします。 譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど吉澤担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。内容調査会には、〇〇〇の〇〇〇氏が出席され、譲受人との関係は〇〇〇です。 申請地については、案内図の7ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であること確認しました。転用目的は、自己用住宅用地で転用理由は子どもの成長に伴い、手狭になってきたためです。申請地を選んだ

	理由は、不動産屋に相談し、〇〇に近いため〇〇も喜んでくれたからです。 申請地の利用計画は自己用住宅です。排水計画は申請地の〇側U字側溝へ放流します。接道については申請地の〇側〇道、幅員〇mとなります。工事予定時期は、令和〇年〇月末頃着手し、令和〇年〇月頃完了を予定しています。 資金計画として、土地購入費及び造成工事見積り以上の資金があることを金融機関の融資証明書と残高証明書にて確認しました。 転用することによって生じる付近の土地や作物等への被害防除策として、コンクリートブロックの設置が行われる予定です。申請地は農業振興地〇で農用地より〇〇より除外されています。 当申請地は、集团的〇〇農地の区域で、第〇種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準を満たしております。
議長	結果報告を頂きました議案第2号1番について、委員各位のご意見を伺います。
山崎推進委員	現在、譲受人は〇〇〇にお住まいとのことだが、処分して申請地に居住するとのことですか。また、不動産屋で土地が見つかったとのことだが、こちらは〇〇〇の土地ではなく、第3者から購入する土地なのか。最後に、子どもの通学とのことだが、申請地だと〇〇学校に通学すると思うが、現在の居住地だと〇〇学校か〇〇学校だと思う。通学については条件があまり良くないと感じているがどうなのか。
事務局	まず、〇〇〇については、譲受人の現住所になります。この議案については、譲受人の〇〇〇さんは現在〇世帯住宅で〇人家族で生活をされており、子どもの成長に伴って、家の中が手狭になってきたため、申請地に自己用住宅を建てるという内容になります。次に場所についてですが、現在〇〇〇に居住しており、申請地の〇〇〇〇に自己用住宅を建築したいとのございます。併せて学校の件ですが、ご指定期のとおりに、〇〇学校でございます。あくまで、第一優先は〇〇の近くとのごことで、通学の件は引き続き地元の〇学校に通えるとの意味合いで捉えていただくのが良いと思います。
山口推進委員	今回の件と直接は関係ないが、申請地は従来は誰が耕作していたのか。
事務局	手元に資料がないため、時間をいただきたいと思います。

議長	山口推進委員のご質問は、現在調べていますので後ほど回答させていただきます。
議長	他にご意見はございますか。
議長	採決に入ります。議案第２号１番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第２号１番は、許可相当とすることに決定いたします。
議長	２番を馬巻俊一担当委員からご説明をお願いいたします。
馬巻委員	(議案第２号２番を朗読)
議長	この件については内容調査会が実施されております。辻田満担当委員から内容調査会の結果報告をお願いします。
辻田委員	令和８年４月２０日に行いました議案２号２番の内容調査会での調査の結果の報告いたします。 譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど馬巻担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。内容調査会には、〇〇〇〇の〇〇氏が出席され、譲受人との関係は〇〇〇です。 申請地については、案内図の８ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であること確認しました。転用目的は、宅地拡張用地です。申請地を選んだ理由は、現在の宅地の隣接地だからです。 申請地の利用計画は住宅と駐車場です。排水計画は申請地の〇側Ｕ字側溝へ放流します。接道については申請地の〇側〇道、幅員〇mとなります。工事予定時期は、令和〇年〇月頃着手し、令和〇年〇〇月頃完了を予定しています。 資金計画として、土地購入費及び造成工事見積り以上の資金があることを金融機関の残高証明書にて確認しました。 転用することによって生じる付近の土地や作物等への被害防除策として、新設フェンスとコンクリートブロックの設置が行われます。申請地は農業振興地〇で農用地より〇〇〇より除外されています。

	当申請地は、集团的〇〇農地の区域で、第〇種農地と判断されますが、以上のとおり立地基準及び一般基準を満たしております。
議長	議案第２号２番について、委員各位のご意見を伺います。
他委員	(なしの声)
議長	採決に入ります。議案第２号２番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第２号２番は、許可相当とすることに決定いたします。
議長	山口推進委員からご質問のありました、議案２号１番の補足説明を事務局よりお願いします。
事務局	申請地は現在遊休地になっており、耕作者がおりません。ただ、現地を確認したところ、保全管理されていることを確認しております。
議長	議案第３号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、議案第３号の審議前ですが、１番から３番の借受人が同一なので、一括審査してよろしいか伺います。一括審査で宜しいでしょうか。
他委員	(はいの声)
議長	議案第３号１番から３番を一括審査いたします。なお、議案第３号１番から３番は、利用権の設定を受ける者（借受人）が同一となりますので、利用権の設定を受ける者（借受人）及び利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等（耕作面積、世帯員、従事者）は、議案第３号１番で説明後、２番以降は省略して説明していただくようお願いします。１番から３番を事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	(議案第３号１番から３番を朗読)
議長	議案第３号１番から３番について、委員各位のご意見を伺います。

吉澤委員	設定する利用権の中で、始期が〇〇〇〇となっているが、今現在、農地の状況はどうなっているのか。
事務局	現地は既に水稻作を始めていると思われますが、始期については書類の契約上、〇〇〇〇となっております。
議長	他にご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
議長	採決に入ります。議案第３号１番から３番つきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第３号１番から３番の農用地利用集積計画は原案のとおり決定いたします。
議長	議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」、議案第４号の審議前ですが、１番と２番の借受人が同一なので、一括審査してよろしいか伺います。一括審査で宜しいでしょうか。
他委員	(はいの声)
議長	議案第４号１番２番を一括審査いたします。なお、議案第４号１番２番は、利用権の設定を受ける者（借受人）が同一となりますので、利用権の設定を受ける者（借受人）及び利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等（耕作面積、世帯員、従事者）は、議案第４号１番で説明後、２番は省略して説明していただくようお願いします。事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	(議案第４号１番２番を朗読)
議長	説明を頂きました議案第４号１番２番について、委員各位のご意見を伺います。
馬巻委員	借受人の耕作面積は、〇〇〇と〇〇〇を合計しての耕作面積なのか。

事務局	耕作面積は〇〇〇と〇〇〇の合計の耕作面積であります。
吉澤委員	支払方法及び借賃の部分で、土地の場所が近いが、片方が〇〇、片方が〇〇〇〇というのは、明確な理由があるのか。
事務局	中間管理事業の制度上、出し手側と受け手側で双方合意の上で契約をしているものとなります。
議長	他にご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	採決に入ります。議案第４号１番２番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員で議案第４号１番２番の農用地利用集積等促進計画については、原案のとおり意見なしとすることに決定いたします。
議長	３番を事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	(議案第４号３番を朗読)
議長	この件については、借受人が新規就農者の方なので、内容調査会を実施する予定でしたが、内容調査会については出席をいただけませんでした。事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	内容調査の対象であった議案第４号３番について、事務局より説明いたします。 今回の借り受け人である、〇〇〇氏ですが、〇〇〇が母国で体調不良になり急遽帰国されており、内容調査会に出席いただけませんでした。ただし、中間管理の申請をされる前に農政課で現在までの耕作状況や現地の状況も含めて確認しておりましたので内容を報告させていただきます。 借受人と貸付人の住所・氏名は事務局から報告したとおりです。借受人と貸付人の関係は〇〇です。 利用権を設定する土地については案内図の９ページのとおりで、〇筆、面積は合計〇〇〇〇㎡です。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。

	利用権設定理由は、新規就農者で農地を借りて実績を積み、農家資格を得ることです。詳細な理由としては、農家資格を得て、販売等にも力を入れたいとのこと。権利の種類は使用貸借です。 利用権設定の土地の農業従事者は本人で、農業従事日数は合計で〇〇〇日程度です。作付作物は、高菜、柿、みかん、スイートリーフ、白菜等の予定です。 所有する農機具は、トラクター、耕耘機、ポンプ、軽トラック、噴霧器、コンバインです。 申請地までの通作距離は〇〇km で車で〇分です。現在その他にも相対で耕作を行っている農地もあると伺っており、合計で〇〇〇㎡となりますが、中間管理等の契約を行うのは今回が初めてとなります。また、相対での契約につきましては、土地所有者の了承が得られ次第、中間管理の契約を行うように指導を行っています。 今回申請者が外国籍とのことなので、在留資格等を確認しましたが、〇〇〇氏は永住者となっております。 また、農業会議所が外国籍向けに行っている、農業技能特定試験に合格しており、日本での農業について、ある程度の技能の部分について保証されています。農業用機械も所有しているため、帰国後には営農も再開すると思われます。
議長	議案第４号３番について、委員各位のご意見を伺います。
山崎推進委員	〇〇〇㎡ほど耕作されているとのことだが、吉川市内でも耕作されているのでしょうか。
事務局	吉川市内で作付けしていること確認しています。
山崎推進委員	議案書上、耕作面積〇㎡となっているがなぜなのか。
事務局	あくまで耕作はしているが、中間管理事業等による利用権の契約はしていないため、〇㎡となっております。
議長	他にご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	採決に入ります。議案第４号３番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手多数)

議長	挙手多数で議案第４号３番の農用地利用集積等促進計画については、原案のとおり決定いたします。
議長	以上で議案審議を終了いたします。議事の進行にご協力いただきありがとうございました。
事務局	次第６のその他、諸般の報告について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 議長	(諸般の報告の朗読) (補足説明)
議長	続きまして事務局から発言をお願いします。
事務局	連絡事項について。 1. 「農業委員会年間予定表（案）」 2. 「令和９年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出の実施と意見集約について」 3. 「農業税制関係要望に対する意見集約への協力依頼について」 4. 「緑の羽根・緑の募金通知」 5. 「吉川市農業者緊急支援金」 6. 「埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業（ちらし）」 7. 「農地中間管理事業を利用しましょう（ちらし）」 8. 「農業者年金オンラインセミナーのちらし」 9. 「「いつまでも、わたしらしく。」」 10. 「市民まつりについて」 11. 「農業委員会歓送迎会について」 12. 「全国農業新聞」 13. 「市産業振興部のお知らせ」
議長	事務局より１３点ご説明がございました。ご質問、ご意見等ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	最後となりますが全体を通して、事務局、またはご出席の委員からご発言はありますか。
事務局	(なしの声)
議長	これで議長の任を解かせていただきます。

事務局	立原会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、長時間にわたり、ご審議大変お疲れ様でした。 以上をもちまして、令和8年第4回吉川市農業委員会定例総会を閉会します。 (閉会15時30分)	
上記、会議の顛末に相違ない事を証明するため署名する。 令和 年 月 日	会 長	
	署名委員	
	署名委員	